

令和8年2月6日

鳥取県牛乳普及協会長
大山乳業農業協同組合代表理事組合長
公益財団法人鳥取県学校給食会理事長
鳥取県教育委員会事務局体育保健課長

} 様

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課長
(公 印 省 略)

令和8年度学校給食用牛乳供給に係る保護者負担額の決定について（通知）

このことについて、学校給食用牛乳供給対策要綱第6の規定に基づき見積り合わせを行い、学校給食用牛乳供給対策要領第3の規定に基づき県教育委員会と協議した結果、下記のとおり決定したので通知します。

（担当）酪農・経済担当 鳥羽 電話：0857-26-7291

記

1 令和8年度保護者負担額

67,53円

2 算出方法

学校給食用牛乳供給対策要領第3の(2)の方法により、令和8年度県供給価格から国の補助単価（令和8年度持続的生産強化対策事業のうち学校給食用牛乳供給推進実施主体公募要領別表1に基づく補助額）を除いて算出。

3 留意事項

上記1の負担額は200cc1本当たりの供給価格で、消費税及び地方消費税を抜いた額である。

4 供給事業者

大山乳業農業協同組合